京都府立学校体育施設開放御利用のしおり

京都府教育庁指導部保健体育課

1 趣旨

今日、スポーツは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠な ものとなっています。

そこで、京都府教育委員会は、京都府立学校の体育施設を学校の教育活動に支障のない 範囲で開放し、府民の皆さんのスポーツ活動に利用していただいております。

2 利用できる団体

- (1) 原則として、京都府に在住又は在勤・在学する者で構成し、スポーツ活動を目的とする成人を責任者とする構成員10人以上の団体。
- (2) 営利を目的としない団体。

3 利用の手続き

- (1) 使用を希望する開放校の校長あて登録申請書を提出し、登録します。
- (2) 開放施設を使用するときは、開放校の校長に教育財産使用許可申請書を提出し、開放施設の使用許可を受けます。
- (3) 使用許可書に記載された許可条件やこの「京都府立学校体育施設開放御利用のしおり」に書いてあることを守って利用してください。
- (4) 使用者は、光熱水費等の実費相当額については、負担していただくこととなります。
- (5) 施設の使用許可の手続きが完了しても、学校教育上、施設の管理運営上に支障がある場合、申請に虚偽あると認めた場合又は利用上の注意事項の規定に違反したと認めた場合は、その許可を取り消すことがあります。

4 利用上の注意事項

- (1) 利用に当っては、次のとおり学校担当者の指示に必ず従ってください。
 - ア 事前の準備、後片付け及び清掃をしてください。
 - イ 利用を終えた団体の責任者は、学校担当者に連絡し、施設と設備の点検を受けて ください。
 - ウ 学校担当者が天候等の事情により利用中止などの指示をした場合には、必ずその 指示に従って利用を中止してください。
 - エ 光化学スモッグ発生の場合は、学校担当者の指示に従ってください。
- (2) 利用時間は必ず守ってください。(開放施設の利用時間は、午前9時から同12時まで、午後1時から同4時まで、午後6時30分から同9時30分(体育館のみ)までの3 区分とします。)
- (3) 使用に際し、必要な用具は、使用者・団体において準備及び後始末すること。学校内への用具の保管は原則として禁止します。また学校の用具等を無断で使用できません。
- (4) 石灰等を使用する場合は、使用する団体において持ち込んでください。
- (5) 許可日の利用を取り止める場合は、可能な限り早く連絡してください。

- (6) 許可した開放施設以外には、立ち入らないでください。
- (7) 更衣室はないので、スポーツのできる服装でお越しください。
- (8) 体育館を使用する場合は、上履きの運動靴を履いてください。
- (9) 校内で飲酒したり、酒気を帯びての使用はしないでください。
- (10) 敷地内は禁煙です。学校周辺での喫煙についても御遠慮ください。
- (11) 騒音や大声を発したり、暴力を用いるなどの行為をしないでください。
- (12) 危険物は持ち込みできません。
- (13) 校内専用電話は使用できません。
- (14) 駐車場の少ない学校へは、自動車での来校を御遠慮ください。
- (15) 空き缶・ゴミ等は、必ず持ち帰るようにしてください。
- (16) アーケの新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施してください。
 - ア 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、書面 の提出等により、参加者の氏名、住所、連絡先(電話番号)を把握しておくこと。
 - イ イベント終了後2週間以内に参加者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合 は、学校担当者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
 - ウ 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせること
 - (ア) 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - (4) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (ウ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、 地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - エ マスクを持参すること(参加受付時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
 - オ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
 - カ 参加者同士の距離(できるだけ2m以上)を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
 - キ 大きな声で会話、応援等をしないこと
 - ク 複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、 イス等)については、使用後に消毒すること
 - ケ 室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと
 - (17) その他、体育施設開放事業にふさわしくない行為を行わないでください。

5 開放中の事故及び施設の破損

- (1) 学校開放による活動中の事故については、京都府教育委員会は、一切その責任を負いません。
- (2) 開放施設又は貸与を受けた用具を滅失若しくはき損又は亡失したときは、その損害を使用者に賠償していただきます。